

8 助成・割引制度等

交通機関などで、障がいの種別や程度により運賃などが割引になる制度があります。また、有料道路の割引や自動車運転免許取得費などの助成制度があります。

1 自動車運転免許取得費の助成

内 容	身体障がい者手帳をお持ちの方が、社会参加のために自動車教習所に通い運転免許証を取得した場合（限定解除を除く。）、取得費の3分の2を限度（最高10万円）として助成します。（所得制限あり。）	
対象者	身体障がい者手帳所持者で新たに自動車運転免許証を取得してから6か月以内の方	
用意するもの	①教習所が発行した領収書（原本） ②運転免許証	
窓 口	障がい福祉課（市役所1階）	TEL 85-6186 FAX 84-5764

2 自動車改造費の助成（＊改造の前に申請が必要）

【本人運転】

内 容	身体障がい者手帳（上肢、下肢又は体幹機能障がい）をお持ちの方のうち免許の条件（左アクセルに限る、など）が付された方で、自ら所有し、運転する自動車の操向装置などを免許証に付された条件にあわせて改造を行う場合に費用の一部（最高10万円）を助成します。（所得制限あり。）	
用意するもの	① 改造の見積書 ②運転免許証	
窓 口	障がい福祉課（市役所1階）	TEL 85-6186 FAX 84-5764

【介護者運転】

内 容	常時車いすを使用する身体障がい者手帳（下肢又は体幹機能障がい2級以上）をお持ちの方の移動のために、所有する自動車の移乗装置などを改造（購入）する必要がある同居の介護者に改造（購入）費用の一部（最高10万円）を助成します。（所得制限あり。）	
用意するもの	改造（購入）の見積書	
窓 口	障がい福祉課（市役所1階）	TEL 85-6186 FAX 84-5764

3 かすがいシティバス運賃の免除

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を運転士に提示することにより、かすがいシティバス（はあとふるライナー）の運賃が無料になります。 また、上記手帳所持者に付き添って同乗される方も1名に限り無料になります。	
窓 口	都市政策課（市役所9階）	TEL 85-6051 FAX 85-0991

4 勝川駅前地下駐車場・勝川駅南口立体駐車場の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が運転又は同乗して利用する場合に料金が割引されます。 ＊お帰りの際、地下駐車場は場内管理事務所、南口立体駐車場は出口精算機にて割引の手続きをしてください。 ＊市外の公共駐車場でも同様の制度がある場合がありますので、ご利用の駐車場へ直接お問い合わせください。	
窓 口	勝川駅前地下駐車場管理事務所(松新町)	TEL 34-1550 FAX 34-1562
	勝川駅南口立体駐車場(勝川町)	TEL 34-6800 (勝川開発株式会社)

5 民間バス運賃の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示することで、民間バスの運賃などが割引になる場合があります。なお、割引の利用に際しては各種条件設定がありますので、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。	
窓 口	各バス会社(バス乗務員にお問い合わせください。)	

6 鉄道運賃の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示し、購入することで、鉄道各社の運賃などが割引になる場合があります。なお、割引の利用に際しては各種条件設定がありますので、詳しくは鉄道の各駅へお問い合わせください。	
窓 口	鉄道の各駅	

7 ジバング倶楽部特別会員制度による割引

内 容	60 歳以上の男性又は 55 歳以上の女性で、身体障がい者手帳をお持ちの方の JR の特急券などが割引になる場合があります。なお、事前申請が必要で、割引の利用に際しては各種条件設定がありますので、詳しくはお問い合わせください。	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

8 航空運賃の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を航空券販売窓口へ提示することで、国内線の通常運賃が割引になる場合があります。なお、割引の利用に際しては、各種条件設定がありますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。	
窓 口	各航空会社支店・営業所又は指定代理店	

9 タクシー料金の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示することで、運賃（迎車料金等を除く。）の1割が割引となる場合があります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。
窓 口	各タクシー会社

10 有料道路通行料金の割引

内 容	身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、自家用の乗用自動車などで日常活動のため有料道路を通行する場合に通行料金が割引されます。事前に申請が必要です。割引を受けるにあたっては、一定の要件があります。 なお、ETC 無線走行（ETC レーン、混在レーンのノンストップ走行）で割引を受けるためには、事前に自動車等を登録する必要があります。登録できる自動車には、一定の要件があります。 一般レーンを利用して割引を受ける場合は、事前に自動車を登録する必要はありませんが、割引申請は必要です。	
対象者	◆手帳をお持ちのご本人が運転される場合 身体障がい者手帳をお持ちの方 ◆手帳をお持ちのご本人以外の方が運転し、ご本人が同乗される場合 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 1種」と記載された、身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方	
用意するもの	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②車検証 ※自動車を登録する場合 ※電子車検証の場合、車検証に加えて自動車検査証記録事項又は車検証閲覧アプリでの確認が必要 ※割賦購入・長期リース車両で自動車を登録する場合は割賦又はリース契約書が必要 ③110 円分の切手 ※ETC 無線走行を利用した割引を希望される場合 ④自動車運転免許証（「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 2種」の方） ※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。 ⑤ETCカード（原則障がい者名義） ※ETC 無線走行を利用した割引を希望される場合 ⑥車載器セットアップ申込書・証明書 ※ETC 無線走行を利用した割引を希望される場合 ＊要件により、オンラインによる申請が可能です。詳しくはオンライン申請受付サイトをご確認ください。 オンライン申請受付サイト https://www.expressway-discount.jp	
窓 口	障がい福祉課（市役所1階）	TEL 85-6186 FAX 84-5764

11 原子爆弾被爆者受診旅費助成

内 容	原子爆弾被爆者の方が広島か長崎の原爆病院で健康診断などを受けた場合の旅費を助成します。被爆者の方が70歳以上の場合、同行する介助者1名も助成の対象となります。
-----	---

用意するもの	①被爆者健康手帳 ②健康診断受診証明書(原本) ③本人の銀行などの通帳 ④運賃領収書など(介助者が同行した場合や航空機利用の場合など)	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

12 NHK放送受信料の免除

内 容	次に該当する方は、免除申請書を提出するとNHKの放送受信料が免除されます。	
対象者	◆半額免除…契約者が世帯主で次のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障がい者手帳(視覚障がい又は聴覚障がい)1～6級 ②身体障がい者手帳1・2級 ③療育手帳A判定 ④精神障がい者保健福祉手帳1級 ◆全額免除…障がい者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方が世帯の中にいる、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯 * 市民税の申告をしていない方は、事前に市民税課での申告が必要な場合があります。 * 放送受信料の免除が適用された後、市民税が課税されることになった場合や障がいの等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合は NHK への連絡が必要です。	
用意するもの	印鑑	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

13 NTTの無料電話番号案内(ふれあい案内)

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、一定の要件を満たしている方は、無料で電話番号案内が利用できます。事前登録が必要ですので、詳しくはNTTへお問い合わせください。	
窓 口	NTT	TEL 0120-104-174

14 携帯電話料金の割引

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、基本使用料などが割引になる場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。	
窓 口	各携帯電話会社	

◆ 施設利用(市内)

※市外の公共施設でも同様の制度がある場合がありますので、各施設に直接お問い合わせください。

15 総合福祉センター

内 容	福祉活動の拠点施設です。市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、小児慢性特定医療費医療受給者証、被爆者健康手帳をお持ちの方のホール・集会室などの使用料については減免制度があります。窓口へ手帳等を提示してください。また、障がいのある方の福祉の向上を図るため、次のような各種講座を実施しています。	
	◆講座…点字、手話、点訳、要約筆記、運動教室、音楽療法、その他 ◆スマートフォン講座…視覚障がい者の社会活動と地域活動への参加を支援することを目的に音声読み上げ機能を使って、スマートフォンの使い方を学ぶ講座を実施しています。	
窓 口	総合福祉センター(浅山町)	TEL 84-3611 FAX 84-3933

16 福祉文化体育館(サン・アビリティーズ春日井)

内 容	障がい者の教養、文化向上及び健康の維持や体力の増進を図るための施設です。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、小児慢性特定医療費医療受給者証、被爆者健康手帳をお持ちの方は、無料で利用できます。窓口へ手帳等を提示してください。また、障がい児・者を対象とした各種講座や市民との交流事業を実施しています。	
	◆障がい者スポーツ教養文化講座:ヒップホップダンス体験教室など ◆交流事業:ボッチャ体験教室、レク・スポ交流会、親子太鼓教室など	
窓 口	サン・アビリティーズ春日井(浅山町)	TEL 84-2611 FAX 84-3933

17 福祉の里(レインボープラザ)

内 容	市民の健康増進、教養の向上、交流を図るための施設です。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、小児慢性特定医療費医療受給者証、被爆者健康手帳をお持ちの方は、トレーニング室を無料で利用できます。上記の方で市内在住の場合は、浴室を無料で利用できます。窓口へ手帳等を提示してください。また、介助者と一緒に利用できる身障者浴室もあります。トレーニング室については、身体障がい者手帳1種、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の方は介護者の方も1名まで無料となります。	
	＊身障者浴室は事前予約が必要です。 ＊事前登録された障がい者の方々の福祉関係団体は、和室・会議室等を無料で利用できます。 ＊初めてトレーニング室を利用される方は200円の登録料が必要です。	
窓 口	レインボープラザ(神屋町)	TEL 88-7007 FAX 88-2340

18 温水プール(サンフロッグ春日井)

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、小児慢性特定医療費医療受給者証、被爆者健康手帳をお持ちの方は、温水プール及びトレーニング室を無料で利用できます。窓口へ手帳等を提示してください。介護を必要とする方は、必ず介護者を同伴してください(身体障がい者手帳1種、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の方は介護者の方も1名まで無料)。	
窓 口	サンフロッグ春日井(南下原町)	TEL 56-2277 FAX 56-2686

19 西部ふれあいセンター

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、小児慢性特定医療費医療受給者証、被爆者健康手帳をお持ちの方は、トレーニングルームを無料で利用できます(トレーナーはいません)。窓口へ手帳等を提示してください。介護を必要とする方は、必ず介護者を同伴してください(身体障がい者手帳1種、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の方は介護者の方も1名まで無料)。	
窓 口	西部ふれあいセンター(宮町)	TEL 33-0808 FAX 33-0721

◆ 税 金

20 自動車税・軽自動車税の減免

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、又はその方と生計を一にする方で、一定の要件を満たしている場合は、次のとおり減免を受けることができます。		
窓 口	◆自動車税種別割	東尾張県税事務所(鳥居松町)	TEL 81-3139
	◆自動車税 環境性能割	名古屋東部県税事務所自動車 審査課(名古屋市中区)	TEL 052-953-7865
	◆軽自動車税種別割	市民税課(市役所2階)	TEL 85-6092 FAX 85-4698
	◆軽自動車税 環境性能割	名古屋東部県税事務所自動車 審査課(名古屋市中区)	TEL 052-953-7865

21 市民税・県民税の減免

内 容	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、又はその方と生計を一にする方で、一定の要件を満たしている場合は、個人の市民税・県民税の減免を受けることができます。	
窓 口	市民税課(市役所2階)	TEL 85-6093 FAX 85-4698

22 所得控除

内 容	納税者自身又は同一生計配偶者や扶養親族が税法上の障がい者の場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。		
窓 口	◆所得税	小牧税務署(小牧市)	TEL 72-2111
	◆市民税・県民税	市民税課(市役所2階)	TEL 85-6093 FAX 85-4698

23 国民健康保険税の減免

内 容	納税義務者が障がい等をお持ちの世帯で、一定の要件を満たしている場合は、国民健康保険税の減免を受けることができます。※所得制限があります。		
窓 口	保険医療年金課(市役所1階)	TEL 85-6156 FAX 85-6178	

◆ 住 宅

24 県営・市営住宅家賃の減額

対象者	家族の中(同居親族)に身体障がい者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、被爆者健康手帳をお持ちの方、又は第1款症以上の障がいがある戦傷病者のいる世帯。* 所得制限があります。		
用意するもの	手帳の写し		
窓 口	◆県営住宅について	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所(名古屋市中区)	TEL 052-973-1791
	◆市営住宅について	住宅政策課(市役所9階)	TEL 85-6294 FAX 85-0991

25 福祉向県営住宅への入居

内 容	愛知県内に居住されており、申込者本人又は同居する家族の中に身体障がい者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、又は第1款症以上の障がいがある戦傷病者のいる世帯について、先着順で申込み受け付けます。* 所得制限があります。 * 単身者の方は申込みできません。		
窓 口	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所(名古屋市中区)		TEL 052-973-1791

26 単身者向県営・市営住宅への入居

内 容	県営・市営住宅ともに、単身者向けの空家が発生している場合、入居者の募集を行い、抽選で仮当選者を決定します。（仮当選者は後日入居資格本審査があります。） ＊募集の時期については、それぞれの窓口でご確認ください。		
対象者	身体障がい者手帳1～4級、療育手帳A～C判定・愛護手帳1～4度、精神障がい者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方、戦傷病者、原子爆弾被爆者の方で、一定の条件を満たしている方		
窓 口	◆県営住宅について	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所(名古屋市中区)	TEL 052-973-1791
	◆市営住宅について	住宅政策課(市役所9階)	TEL 85-6294 FAX 85-0991

27 身体障がい者世帯向特別設計県営住宅への入居

内 容	申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住しており、入居申込みの家族の中に車椅子使用の下肢障がい者(身体障がい者手帳1～4級、戦傷病者手帳第1款症以上)の方がいる世帯について、抽選で仮当選者を決定します。（仮当選者は後日入居資格本審査があります。） ＊募集の時期については、窓口でご確認ください。		
窓 口	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所(名古屋市中区)		TEL 052-973-1791

◆ 生活福祉資金貸付制度

28 生活福祉資金貸付事業

内 容	障がい者のいる世帯を対象にし、一時的に必要な最低限の資金を貸付する制度です。公的給付や他の制度を利用できる場合は、そちらを優先して活用していただきます。 資金の申し込み時から償還完了まで、地域の民生委員が世帯の相談支援に関わります。 〔貸付の主なもの〕 ◆障がい者サービス等を受けるのに必要な経費 ◆住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ◆通院等、日常生活のために必要な自動車を購入する経費 など ※貸付条件等については、お問い合わせください。なお、貸付は直接面接をさせていただくことが前提となります。また、貸付には審査があり、要件により貸付できない場合があります。 ※本制度は、貸付制度であり給付ではありませんので、返済の見込みのない方は対象とはなりません。		
窓 口	社会福祉協議会福祉サービス課(浅山町)	TEL 86-9228 FAX 84-3933	